

提出書類

	書類の種類	説明	備考
1	別記第1号様式 「防犯対策用品購入等補助金交付申請書」	記載例を参考にして、表面と裏面の記入をしてください。	(チラシ表面の右下QRコードを確認)
2	委任状が必要な場合のみ提出 別記第2号様式「委任状」	「代理申請者」による申請の場合 → 「委任状」が必要	
3	同意書が必要な場合のみ提出 別記第3号様式「同意書」	「共同住宅又は賃貸住宅」で「設置工事が伴う防犯設備を購入」した場合 → 「同意書」が必要	
4	本人確認書類の写し	【例】 ①「運転免許証」の場合は、裏面の写しも提出してください。 ②「マイナンバーカード」の場合は、裏面の写しは不要です。 ③「社会保険証」等の場合、裏面に住所の記載があることを確認して、裏面の写しも提出してください。 ※注意事項 身分証明書に現在の住所の記載がない場合は、住所変更の手続きをしてから写しを作成してください。	添付書類
5	領収書の写し	・令和7年4月1日以降の購入品(領収日)が対象となります。 ・インターネットで購入した場合も必要です。 ・商品券やギフト券などの金券を使用している場合、若しくはポイントを利用して購入した場合は、補助金の算定から除外しております。 ・購入した方への補助金であるため、領収書の名前が申請者と相違している場合は、原則として申請を受理することはできません。	
6	パンフレット等の写し	・防犯対策用品であることが分かるもの (パンフレット、説明書等)	
7	設置後の写真	・実際に、自宅に設置している状況の写真を撮影して提出してください。(1枚)	
8	振込口座確認書類の写し	・申請者と同一人の口座であることがわかるもので、申請書に記載した指定口座と同一のもの。 (預金通帳、キャッシュカードなどの写し)	

※提出書類は、上記1と4～8は必須、2、3は該当者のみの提出となります。

補助金を受け取るまでの流れ

- ① 購入・設置 (表面記載の対象防犯対策用品12品目参照)
 - ② 補助金の申請
 - ③ 申請書類の内容を審査(不備等については、ご連絡することがあります。)
 - ④ 豊島区から申請者宛に、補助金の「交付決定」等の通知を発出
 - ⑤ 指定口座に補助金を振り込み
- ※ 防犯用品を購入する前に必ず区ホームページに掲載されているQ&Aをご確認下さい

申請時の注意事項

- ・ 賃貸住宅、集合住宅にお住まいの方も申請することができます。
※集合住宅のオーナー、管理組合など居住者以外の方からの申請は不可となります。
※法人や商店の事務所としてのみ使用されている物件は対象外としています。
 - ・ 1軒(1世帯)の住宅につき、申請は1回のみです。
 - ・ 設置にかかる工事費等も対象の経費に含まれます。
 - ・ 同一建物の2世帯住宅(1階にご両親世帯、2階が申請者世帯)は、住民票が別々であれば、各世帯ごとに申請が可能です。
 - ・ 令和7年4月1日から令和8年1月31日までに購入・設置が完了しているものに限りです。
なお、申請の提出期限は、令和8年1月31日まで(窓口受付は同年1月30日まで)としていますので、ご注意ください。
 - ・ 複数品目の申請が可能(補助金上限額は3万円)です。
 - ・ 振込先口座の名義は、申請者と同一にして下さい。
- ※ ご不明点があれば、表面記載のコールセンターまでお問い合わせ下さい。